

第73課 株式会社—株式会社の概念

以下、日本の会社制度の中で最も重要な「株式会社」について学ぶこととしよう。

株式会社とは、会社、すなわち営利事業を目的とする社団法人のうち、社員権が「株式」という均一に細分化された割合的単位の形をとるものをいう。株式会社は次のような特質を有する。

① 出資者による所有

この特質は商法上の会社に共通するもので、出資をした者がその会社の所有者となる。すなわち、出資をした者が多数決原理によりその会社を支配し、その会社が得た利益が最終的に、「利益配当」又は「残余財産分配」という形で出資者に帰属するということである。

② 法人格

これもいずれの会社にも共通する特質であり、株式会社も会社である以上、商法第54条により法人格を有する。すなわち、単一の権利義務の主体となるわけである。

③ 出資者の有限責任

前課で説明したとおり、株式会社の出資者、すなわち社員（株主）は、自分の出資額以上の責任を負わない。

④ 出資者と業務執行者の分離

株式会社では、出資者（株主）が業務執行者を選任し、原則としてその業務執行者が会社の経営上の意思決定と執行を任される。株式会社は、多数の出資者を募ることが予定された大企業向けの会社制度であり、そこでは多数の出資者が全員で会社の業務を執行することは不可能であるので、出資者と業務執行者が分けられているのである。この結果、株主は、業務執行者を選任するなどの、会社の所有者としてのごく根本的かつ重要な事項を除いては、会社の経営そのものには関与せず、出資をして利益を受け取るだけの存在となる。

⑤ 出資持分の譲渡性

すでに少し触れたとおり、株式会社の社員権、すなわち株式は、譲渡が自由であることが原則である。そのことにより、出資者は、容易に自分が株式に費やした資金を回収することができるのである。株式は出資持分が均一の割合的単位の細分化されたもので、それは「株券」という有価証券に表章される。そして、株式の譲渡は、株券の交付によってなされる（株式の譲渡については株券の交付は対抗要件ではなく、効力要件である—商法第205条第1項）。しかし、日本の商法は、株式の譲渡の自由を原則としながら、その一方で会社が定める規則によって株式の譲渡を制限することも認めている。

1 重要語句

a 株式と株券

繰り返すようだが、株式会社の社員としての地位を「株式」という。株式会社が、出資と引き替えに出資者にその金額に応じた数の株式を与えることを「株式の発行」という。株式は、一定の均一な単位に分割された地位であり、その地位を持つ人を「株主」という。そして、ある人が株式を持っていることを目に見える形で表している証券が「株券」である。

株式は、1株、2株と数える。株式を持っている株主は、その持っている株式の数の割合に応じて会社を所有しているのである。例えば、A株式会社が、全部で20,000株を発行しており、君が、そのうち1,000株を持っているとすると、君はA株式会社の20分の1を所有していることになるわけである。

株主は、所有者として、後に学ぶ「株主総会」という機関を構成し、会社の根幹にかかわる事項について多数決により決定をする。普通、会議の議決は1人1票であるが、株主総会の議決は原則として1株1票の投票で行われる。つまり、たくさん株式を持っている株主はそうでない株主よりも力が強いわけである。したがって、Xさんが、ひとりでA株式会社の株式を15,000株持っているとしたら、残りの5,000株を10株ずつ500人の株主が持っていたとしても、この500人の株主はXさんの意向には結果的に逆らえないことになる。

b 利益配当と残余財産分配

会社が儲けた利益も全株式数で割り、ひとつひとつの株式につき均一の金額が支払われる。これを「利益配当」という。単に「配当」と言うこともある。要するに、株式会社は、出資者、つまり株主から集めた資金を使って営利事業を運営し、それによって利益をあげる。そしてその利益の中から、どのくらいの金額を株主に分配すべきかを株主総会で決め、これを株式の数に応じて均等に分配するのである。A株式会社がある年に、1株につき0.7ドルの利益配当を行うとすると、2,000株を持っている君は1,400ドルの利益配当を受け取ることができるわけである。

会社がその目的を終えるなどして解散した場合には、会社財産の清算を行うことになるが、会社の持っている資産と、会社が負っている債務を全部整理して、財産が残れば、会社の所有者は株主であるから、その財産も株式数に応じて均等に金銭で分配される。これを「残余財産分配」という。ただ、負債のほうが多ければもちろん残余財産の分配はない。債務が資産を上回っている場合には、破産手続きになることもある。